

# 税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

# 主な税制改正のスケジュール ①法人税

		▼ H26/1	▼ H26/4	▼ H27/1	▼ H27/4	▼ H28/1	▼ H28/4	▼ H29/4	▼ H30/4	
	復興特別法人税		1年前倒しの廃止							
法人税					法人実効税率引下げ 32.11% 29.97% (▲2.14%) 29.74% (▲2.37%)					
				外形標準課税の拡大 (付加価値割・資本割の税率引上げ、所得割の税率引下げ)						
				繰越欠損金の控除縮小 80%→65%	60%	55%	50%			
					減価償却制度の見直し 一部定率法が廃止され、定額法に一本化					
				地方拠点強化税制の創設（特別償却・税額控除）						
	所得拡大促進税制		生産性向上設備投資促進税制の創設（特別償却・税額控除）							
			給与総額増の条件緩和							

## 法人税制をめぐる諸課題

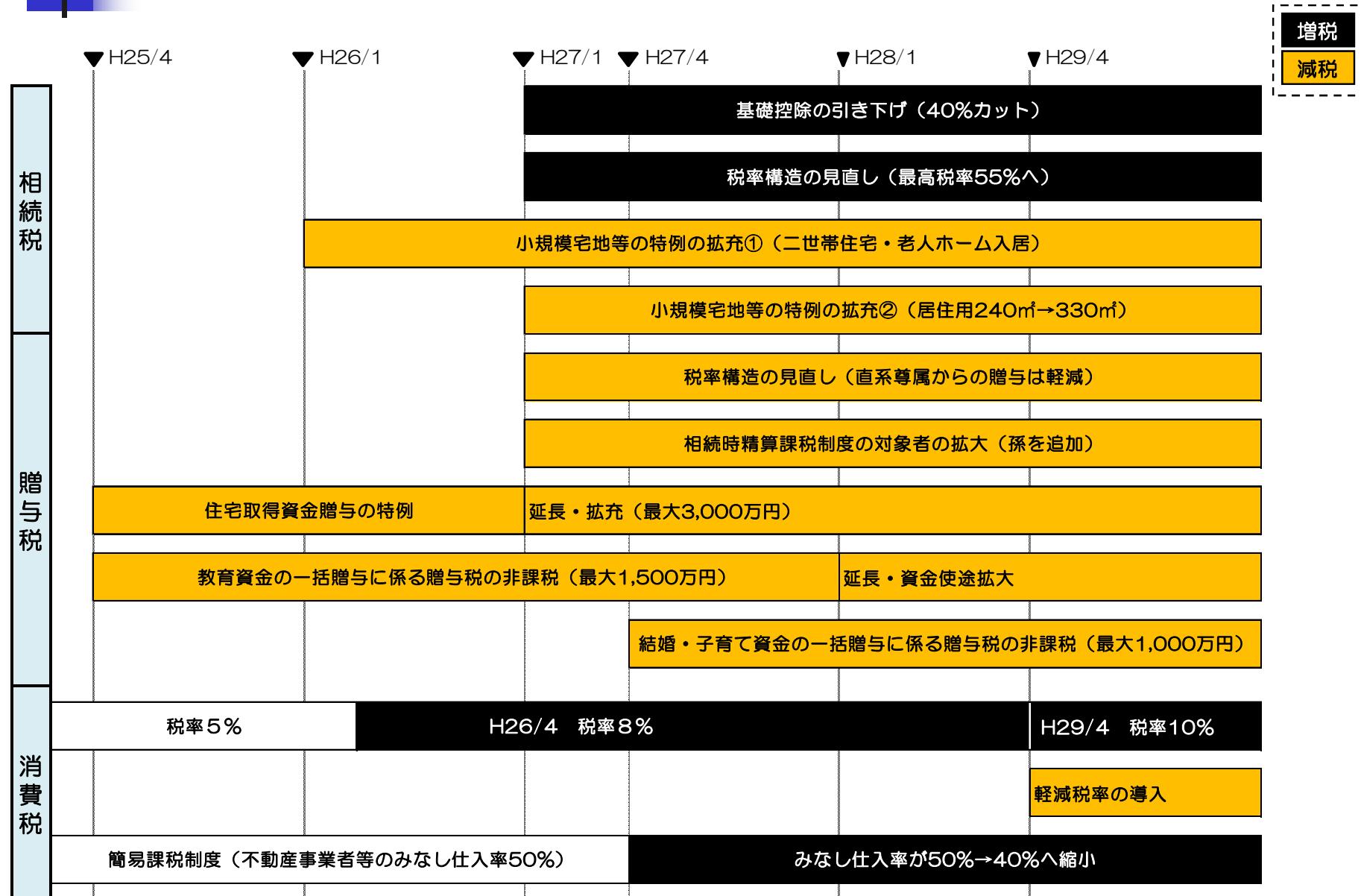
- 租税特別措置は、毎年度、期限が到来するものを中心に、廃止を含めてゼロベースで見直し
- 地方法人課税の分割基準や資本割の課税標準のあり方について検討
- 外形標準課税の適用対象法人のあり方
- 資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性
- 協同組合等課税の軽減税率のあり方
- 公益法人等課税のあり方

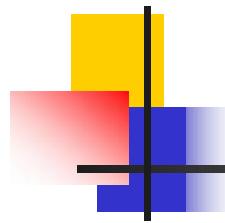
増税  
減税

# 主な税制改正のスケジュール ②所得税

		▼ H26/1	▼ H26/4	▼ H27/1	▼ H27/7	▼ H28/1	▼ H28/4	▼ H29/4	▼ H30/1	増税	減税
所得税	住宅ローン減税										
		NISA導入									
	出国時課税制度の創設										
	最高税率の引き上げ（課税所得4,000万円超は45%へ）										
	給与所得控除の縮小										
	相続税の取得費加算特例の縮小										
	金融所得課税の一体化										
	特定資産の買換特例										
	適用期限の延長（対象資産一部見直し）										
	特定居住用財産の買換特例										
	縮小（譲渡対価の要件が1.5億円→1億円へ）										
	適用期限の延長										
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設										

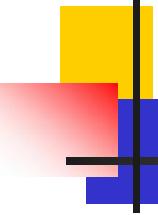
# 主な税制改正のスケジュール ③相続税・贈与税・消費税





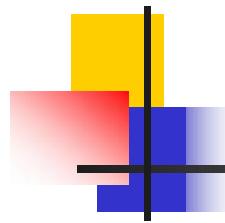
# 平成28年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
法人実効税率の引き下げ	国・地方を通じた法人実効税率（27年度： <u>32.11%</u> ）が、平成28年度に <u>29.97%</u> （▲2.14%）、平成30年度に <u>29.74%</u> （▲2.37%）となります。 (実効税率は中小法人以外の普通法人の実効税率)	平成28年4月1日以後に開始する事業年度より順次適用
外形標準課税の拡大	・中小企業は引き続き、 <u>外形標準課税の対象外</u> となります。 ・所得割の税率引下げに伴い、資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税率が <u>414.2%</u> （現行93.5%）に引き上げられます。 ・負担変動の軽減措置が拡充されます。	平成28年4月1日以後に開始する事業年度より適用
繰越欠損金の控除の見直し	①青色欠損金の繰越控除制度の控除限度額（大企業向け制限）が、平成28年度に <u>60%</u> （現行65%）、平成29年度に <u>55%</u> （現行50%）に変更されます。（平成30年度以後は50%のまま変更なし）  ②繰越期間が <u>10年（現行9年）</u> に延長される開始時期が1年延長されます。	①平成28年4月1日以後開始する繰越控除をする事業年度より適用 ②平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額から適用
減価償却制度の見直し	建物附属設備や構築物について、償却方法が定率法が廃止され、 <u>定額法に一本化</u> されます。	平成28年4月1日以後に取得する該当設備について適用
生産性向上設備の固定資産税の特例の創設	・中小企業者等が一定の生産性向上設備（仮称・機械装置）を取得した場合、固定資産税の課税標準が最初の3年間価格が <u>2分の1に軽減されます。</u> ・現行の生産性向上設備等を取得等した場合の特別償却・税額控除制度は適用期限をもって廃止されます。	中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の施行日から平成31年3月31日までの間に取得したものについて適用



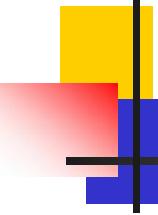
# 平成28年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
雇用促進税制の見直し・延長	<ul style="list-style-type: none"><li>雇用促進税制の適用期限が<b>2年間延長</b>され、対象となる雇用増が「一定の有効求人倍率が低い地域における無期・フルタイムの雇用増」に<b>限定</b>されます。</li><li><b>所得拡大促進税制との併用が可能</b>となります（一定の調整計算あり）。</li></ul>	平成30年3月31日まで延長
企業版ふるさと納税の創設	地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して行った <b>寄付</b> について、法人事業税・法人住民税・法人税の <b>税額控除制度が創設</b> されます。	地域再生法の改正法の施行日から平成32年3月31日までの一定の寄付について適用
交際費の損金不算入制度の延長	<ul style="list-style-type: none"><li>現行の交際費の損金不算入制度、接待飲食費に係る損金算入の特例、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が<b>2年間延長</b>されます。</li></ul>	平成30年3月31日まで延長
少額減価償却資産の損金算入特例の延長	<ul style="list-style-type: none"><li>中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額30万未満の減価償却資産）の損金算入の特例の適用期限が<b>2年間延長</b>されます。</li><li>常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人が特例の対象外となります。</li></ul>	平成30年3月31日まで延長



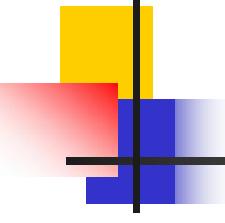
## 平成28年度税制改正大綱 概略 ②土地住宅税制

項目	内容	適用時期等
空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設	相続時から3年を経過する日の属する年の年末までに、 <u>被相続人の居住用不動産</u> を相続した相続人が、その居住用不動産を譲渡した場合には、一定の条件のもと、譲渡益から <u>3,000万円を控除</u> することができるようになります。	平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡について適用
既存住宅における三世代同居改修工事をした場合の特別控除の創設	自己の有する家屋に一定の <u>三世代同居改修工事</u> を行った場合に、一定金額を所得税額から控除できる制度が創設されます。	平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供した場合について適用
農地保有にかかる課税の強化・軽減	①一定の <u>遊休農地</u> について、固定資産税等における農地の評価上、正常売買価格から45%差し引く制度が <u>適用対象外</u> となります。 ②農地を10年以上農地中間管理機構（ <u>農地集積バンク</u> ）に貸した場合、農地の固定資産税等の課税標準が <u>3年間半額</u> となります（賃貸期間が15年以上の場合は、5年間半額）	①平成29年度から適用
居住用財産の買換え等の場合の各特例の延長	•以下の制度が <u>2年間延長</u> 「特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例」「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除」「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除」	平成29年12月31日までの居住用財産の譲渡まで延長



## 平成28年度税制改正大綱 概略 ③消費税

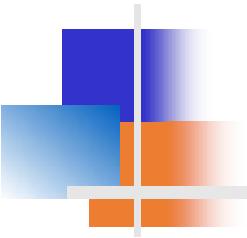
項目	内容	適用時期等
消費税の軽減税率の導入	<p>平成29年4月1日から消費税等の税率が8%から10%に変更する際、<b>飲食料品の譲渡等※に対して軽減税率（8%）が導入</b>されます。</p> <p>※①酒類及び外食を除く飲料食品 ②定期購読契約が締結された週2回以上発行される一定の新聞</p>	平成29年4月1日から導入
インボイス制度の導入	<p>①適格請求書（<b>インボイス</b>）の保存が仕入税額控除の要件とされます。 (商品ごとの税率・税額、事業者ごとの番号を明記)</p> <p>②インボイス導入までの間は、<b>現行の請求書等保存方式を維持しつつ、軽減税率の区分経理に対応するための措置</b>が講じられます。 (軽減税率の対象である旨、税率ごとの対価の額を請求書等に記載。 上記事項を請求書の交付を受けた事業者が追記することも認められる)</p>	①平成33年4月1日から導入  ②平成29年4月1日から導入



## 平成28年度税制改正大綱 概略 ③消費税

項目	内容	適用時期等
売上税額の簡便計算に係る経過措置	<p>基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者について、<u>一定割合※を軽減税率対象品の売上げとして税額を計算する特例</u>が設けられます。</p> <p>※売上高に占める軽減税率の対象品の割合を一定の方法で計算し、実際の売上高にこの割合をかけて売上げに係る税額を計算する制度。算定が困難な一定の場合は、その割合を50%として計算することも可能。</p>	<p>平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間に適用 (平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までは、基準期間における課税売上高が5,000万円超の事業者も適用可能)</p>
仕入税額の簡便計算に係る経過措置	<p>仕入れを税率ごとに区分することが困難な一定の場合、<u>簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書等を提出した事業年度から適用が認められる措置※</u>が講じられます。</p> <p>※現行では、原則は課税期間開始前の提出が必要で、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者のみ適用可能</p>	<p>平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までに一定の届出をした場合に適用</p>
高額資産を取得した場合の仕入税額控除の適用の見直し	<p>事業者（免税事業者を除く）が、簡易課税制度の適用を受けない期間中に、国内における<u>高額資産※の課税仕入等</u>を行った場合には、その仕入等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、<u>事業者免税点制度及び簡易課税制度が適用できなくなります</u>。</p> <p>※高額資産とは、一取引単位につき、支払対価の額が税抜<u>1,000万円以上</u>の棚卸資産または調整対象固定資産</p>	<p>平成28年4月1日以後に仕入れ等を行った場合に適用。 ただし平成27年12月31日までに締結した契約に基づき平成28年4月1日以後に仕入れ等を行った場合は適用なし。</p>

項目	内容	適用時期等
スイッチOTC薬控除の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の条件のもと、<u>スイッチOTC医薬品</u>の購入金額のうち一定額を、その年分の総所得金額等から控除できるようになります（現行の医療費控除との選択適用）。</li> </ul> <p>※スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された一定の医薬品をいいます。</p>	平成29年1月1日から平成33年12月31日までに支出したスイッチOTC医薬品について適用
国外転出時課税の見直し等	<p>①上場株式等の<u>譲渡損失の損益通算等</u>における上場株式等の譲渡の範囲に、国外転出時課税の適用による譲渡が含まれるようになります。</p> <p>②非居住者が相続人だった場合等の国外転出時課税制度について、準確定申告の期限までに未分割であった相続株式の遺産分割が確定した場合等の<u>修正申告・更正の請求手続き</u>が整備されます。</p>	②平成28年1月1日以後に一定の事由が生じた場合に適用
加算税制度の見直し	過去5年以内に無申告加算税または重加算税が賦課された者に対し、再び同じ税目について無申告加算税または重加算税を賦課する場合について、これらの加算税が <u>10%加重</u> する措置が導入されます。	平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用
自動車取得税・自動車税・軽自動車税	<p>①自動車取得税が平成29年3月31日をもって<u>廃止</u>されます。</p> <p>②自動車税・軽自動車税に<u>環境性能割（仮称）</u>が導入され、「取得価額×税率」で課税されます（税率は燃費基準等により決まり0%～3.0%）。</p> <p>③自動車税・軽自動車税のグリーン化特例について見直しが行われた上、適用期限が<u>1年延長</u>されます。</p>	<p>②平成29年4月1日から施行し、同日以後の自動車の取得に対して適用</p> <p>③平成29年3月31日まで延長</p>



# 法人課稅

# 法人実効税率の引下げ（法人税・法人住民税・法人事業税）

## ポイント

法人税の税率が平成28年度には23.4%（現行23.9%）、平成30年度には23.2%（現行23.9%）に引き下げられます。

## 改正内容

### ■ 現行および改正案の税率対照表

法人および所得の区分		現 行		改正案 (平成28年度)		改正案 (平成29年度)		改正案 (平成30年度以降)	
		法人税率	法人実効 税率※2	法人税率	法人実効 税率※2	法人税率	法人実効 税率※2	法人税率	法人実効 税率※2
中小法人※1、 一般社団法人等 および人格のない社 団等	年 400万円以下の金額	15%	21.42%	15%	21.42%	19%	25.99%	19%	25.99%
	年400万円超 年800万円以下の金額		23.20%		23.20%		27.57%		27.57%
	年800万円超の金額	23.9%	34.33%	23.4%	33.80%	23.4%	33.80%	23.2%	33.59%
中小法人以外の普通法人※3		23.9%	32.11% ※5	23.4%	29.97%	23.4%	29.97%	23.2%	29.74%

※1 中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く）をいいます。

※2 法人実効税率は法人住民税の均等割、法人事業税の資本割および付加価値割は含めずに計算しています。

※3 法人実効税率算定上の法人事業税および法人住民税は標準税率を適用し、法人事業税に関しては中小法人については軽減税率適用法人として、中小法人以外の普通法人については軽減税率不適用法人として計算しています。

※4 法人事業税および地方法人特別税は、改正案の税率により計算しています。

※5 現行では平成28年度以降は31.33%

## 適用時期

平成28年4月1日以後および平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用

# 減価償却制度の見直し

## ポイント

- ①建物附属設備・構築物については、減価償却方法が定額法に一本化されます。
- ②鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備、構築物に限る）については、定額法・生産高比例法に限定されます。

## 改正内容

＜改正の対象となる減価償却資産＞

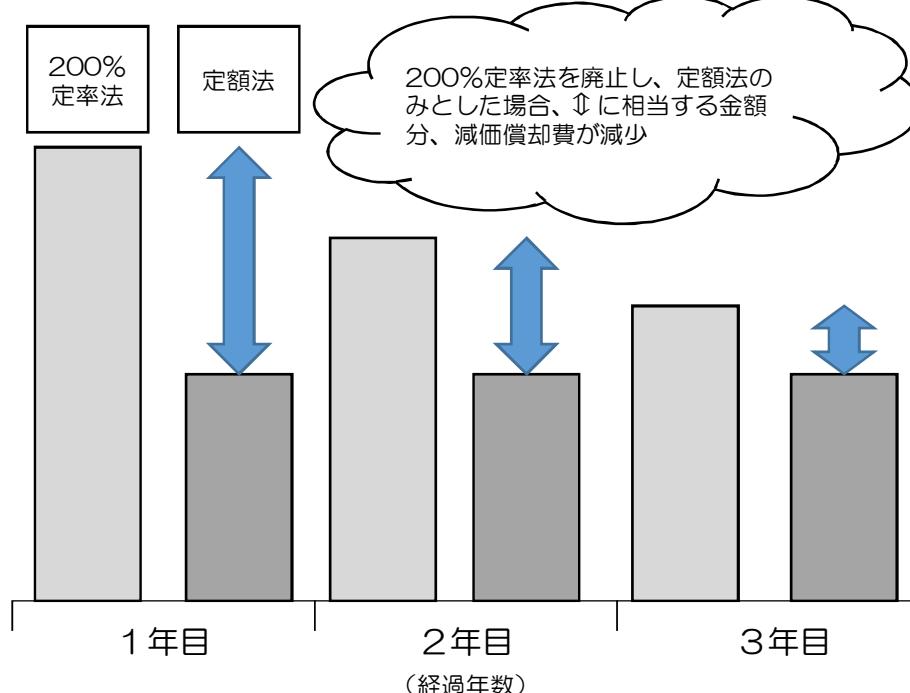
	現行	改正案
建物	定額法	定額法
建物附属設備※1	定額法・定率法	定額法
構築物※1	定額法・定率法	定額法
機械及び装置	定額法・定率法	定額法・定率法
船舶	定額法・定率法	定額法・定率法
航空機	定額法・定率法	定額法・定率法
車両及び運搬具	定額法・定率法	定額法・定率法
工具・器具及び備品	定額法・定率法	定額法・定率法
鉱業用減価償却資産※2	定額法・定率法・生産高比例法	定額法・生産高比例法

※1 鉱業用を除く

※2 建物・建物附属設備・構築物に限る

### ＜償却費のイメージ＞

【取得価額100万円 耐用年数10年の減価償却資産を取得した場合の例】



（出典）経済産業省資料一部加筆

## 適用時期

平成28年4月1日以後に取得する資産について適用（所得税についても同様）

# 欠損金繰越控除制度の見直し①（法人税・法人住民税・事業税）

## ポイント

大企業の控除限度額については、平成27年度税制改正において段階的に引き下げられることとなっていましたが、企業経営への影響を平準化する観点から、さらに見直されます。

## 改正内容

### 【欠損金繰越控除限度割合の見直し】

	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの開始事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの開始事業年度	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの開始事業年度	平成30年4月1日以降の開始事業年度
平成27年度改正以前	所得金額の80%			
現行（平成27年度改正）	所得金額の65%		所得金額の50%	
改正案	所得金額の65%	所得金額の60%	所得金額の55%	所得金額の50%
中小法人等	所得金額全額			

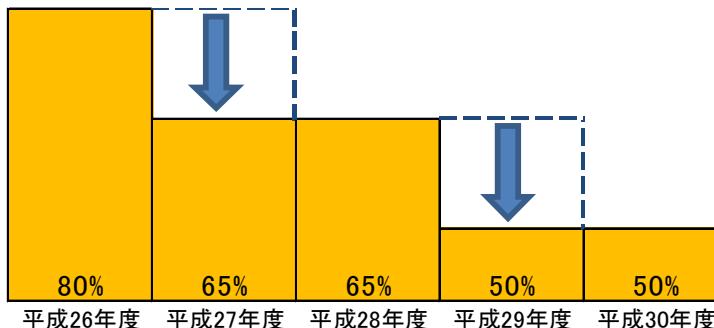
※1 中小法人等とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で、資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある子法人等でない法人等

※2 法人住民税及び法人事業税については、欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置が講じられます。

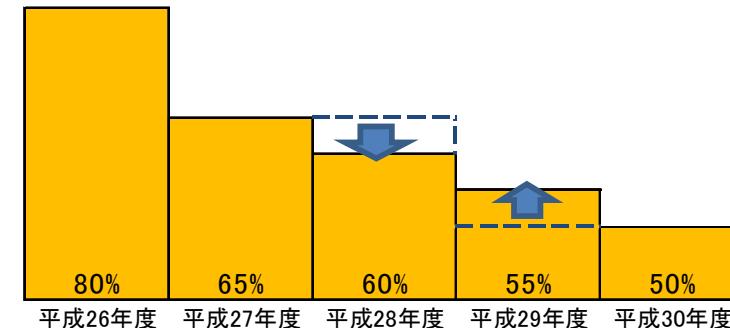
※3 所得金額は、その事業年度の欠損金の繰越控除前の所得金額

※4 再建中の一定の法人、一定の新設法人の繰越控除限度額についても、一定期間は所得金額全額

### 【現 行】

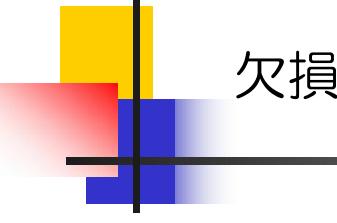


### 【改正案】



## 適用時期

平成28年4月1日以後開始する繰越控除をする事業年度から適用



## 欠損金繰越控除制度の見直し②（法人税・法人住民税・事業税）

### ポイント

平成27年度改正において講じられた欠損金の繰越期間10年（現行9年）となる措置が平成30年4月1日施行（現行平成29年4月1日施行）に延期されます。

### 改正内容

#### 【欠損金の繰越期間の一部改正】

	平成27年4月1日から 平成29年3月31日までの 開始事業年度	平成29年4月1日から 平成30年3月31日までの 開始事業年度	平成30年4月1日以降の 開始事業年度
現 行	9年		10年
改正案		9年	10年

法人住民税及び法人事業税については、欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置が講じられます。

### 適用時期

平成30年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金額から適用  
(欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿保存期間、欠損金額に係る更正の期間、更正の請求期間も同様)

# 外形標準課税の拡充① 改正の概略

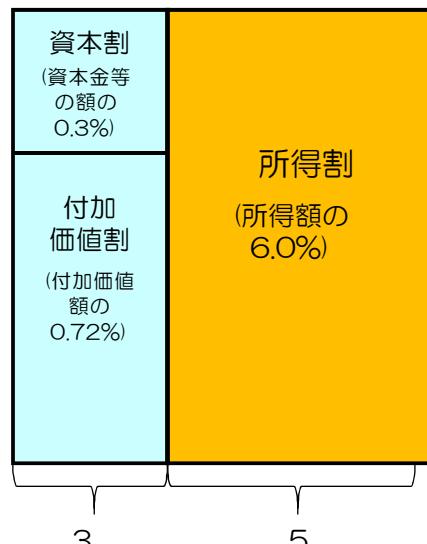
## ポイント

大法人（資本金または出資金の額が1億円超）について、法人事業税における外形標準課税が平成27年度改正に引き続き拡充される一方で、所得割の税率が引き下げられ、地方法人特別税の税率が引き上げられます。

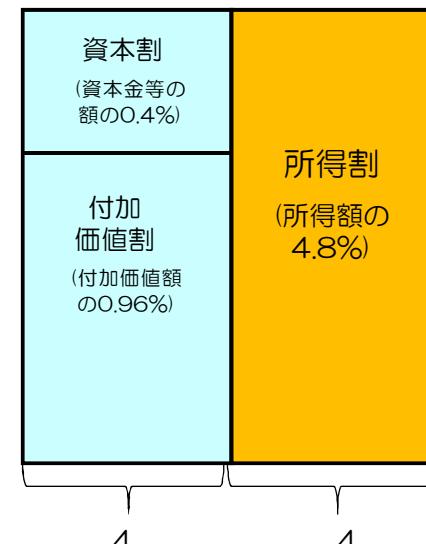
## 改正内容

- ① 外形標準課税の割合：大法人（資本金1億円超）の法人事業税における外形標準課税の割合が3/8から5/8へ拡充。
- ② 所得割の税率：外形標準課税の拡充にともない、所得割の税率について6.0%から3.6%へ引き下げ。
- ③ 地方法人特別税：所得割の引き下げにともない、地方法人特別税について93.5%から414.2%へ引き上げ。
- ④ 負担変動の軽減措置：増税となる企業への影響を緩和するため、負担変動の軽減措置が拡充。

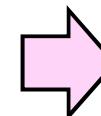
【平成27年度（現行）】



【平成28年度（現行）】



【平成28年度（改正案）】



（出典）財務省資料

## 適用時期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度より適用

## 外形標準課税の拡充② 改正後の税率表

### 改 正 内 容

#### 【法人事業税・地方法人特別税の税率】

		現 行		改正案
		平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
付加価値割		0.72%	0.96%	1.2%
資本割		0.3%	0.4%	0.5%
所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)	1.9% (0.3%)
	年400万円超	4.6%	3.7%	2.7%
	年800万円以下の所得	(2.3%)	(1.4%)	(0.5%)
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)	3.6% (0.7%)
地方法人特別税		93.5%	152.6%	414.2%

外形標準課税  
→ 拡充

所得割  
→ 引き下げ

地方法人特別税  
→ 引き上げ

※1 所得割の税率下段カッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、当該税率の制限税率が標準税率の2倍（改正前：1.2倍）に引き上げられます

※2 3以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業をおこなう法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません

### 適 用 時 期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度より適用

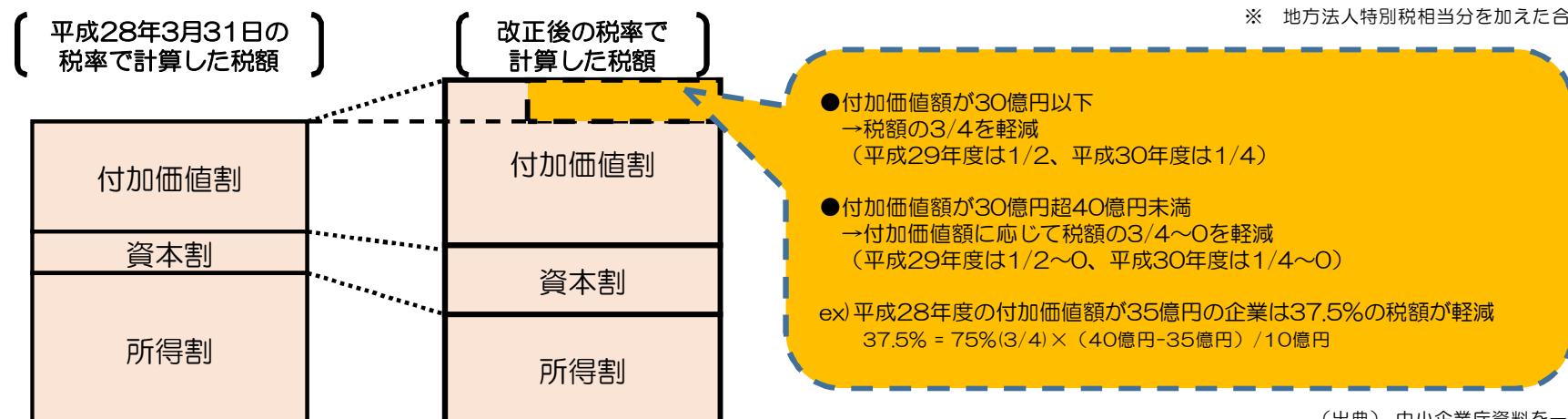
# 外形標準課税の拡充③ 負担変動の軽減措置

## ポイント

外形標準課税の拡充に伴う負担増の軽減措置として、平成27年度改正で設けられた「法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置」が拡充されます。

## 改正内容

区分	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度
付加価値額が <u>30億円以下</u> の法人	改正案の税率による事業税額が、平成28年3月31日現在の税率による事業税額を超える額の <u>3/4</u> を事業税額から控除	改正案の税率による事業税額が、平成28年3月31日現在の税率による事業税額※を超える額の <u>1/2</u> を事業税額から控除	改正案の税率による事業税額が、平成28年3月31日現在の税率による事業税額※を超える額の <u>1/4</u> を事業税額から控除
付加価値額が <u>30億円超40億円未満</u> の法人	改正案の税率による事業税額が、平成28年3月31日現在の税率による事業税額を超える額の <u>3/4~0</u> を事業税額から控除	改正案の税率による事業税額が、平成28年3月31日現在の税率による事業税額※を超える額の <u>1/2~0</u> を事業税額から控除	改正案の税率による事業税額が、平成28年3月31日現在の税率による事業税額※を超える額の <u>1/4~0</u> を事業税額から控除



## 適用時期

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について適用

# 地方法人課税の偏在是正

## ポイント

- ① 法人住民税法人税割の税率が引き下げられるとともに、地方法人税の税率が引き下げ相当分だけ引き上げられます。
- ② 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が廃止されます。

## 改正内容

(1) 法人住民税法人税割の税率が、下記の通り改正されます。

この改正は地域間の税源配分を調整するものであるため、内国法人の税負担への影響はほとんどありません。

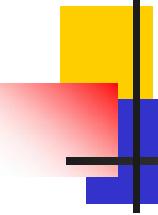
税目	現行		改正案	
	【標準税率】	【制限税率】	【標準税率】	【制限税率】
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%
地方法人税（国税）	4.4%		10.3%	
合計	17.3%	20.7%	17.3%	20.7%

(2) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止

- ① 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止し、法人事業税に復元されます。
- ② 地方法人特別税譲与税は、平成30年8月譲与分をもって廃止されます。

## 適用時期

(1) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度より適用



# 法人事業税交付金の創設

## ポ イ ン ト

法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設されます。

## 改 正 内 容

### 【 法人事業税交付金の概要 】

- ① 道府県は、納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付。
- ② 都は、納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付。  
特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源化。

### 【 法人事業税交付金の交付率・交付基準 】

- 上記①及び②の市町村に対する交付について交付基準は、従業者数が基準。
- 平成29年度から平成31年度までの間の交付基準については、所要の経過措置が講じられます。
- 平成29年度の上記①及び②の交付率については、所要の経過措置が講じられます。

## 適 用 時 期

平成29年度より適用

# 地方拠点強化税制の拡充と雇用促進税制の延長

## ポイント

- 雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用が一定の調整をした上で一部可能となります。
- 雇用促進税制のうち、地方拠点強化税制の特例部分以外について適用の基礎となる増加雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内における事業所の無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数とした上で適用期限が2年延長されます（所得税についても同様）。

## 改正内容

### 【現行】

	本体部分	地方拠点強化税制の特例部分
措置内容 (税額控除額)	増加雇用者数×40万円	対象事業所の増加雇用者数 ×50万～80万円等
対象事業所	全事業所	認定計画上の事業所
所得拡大促進税制※との併用	不可	

※所得拡大促進税制…雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度

### 【改正案】

本体部分	地方拠点強化税制の特例部分
対象事業所の増加雇用者数 ×40万円 <b>【改正点①】</b>	対象事業所の増加雇用者数 ×50万～80万円等
同意雇用開発促進地域の事業所	認定計画上の事業所
<b>可能 <b>【改正点②】</b></b>	

### 【改正点①】

無期雇用かつフルタイムの雇用者のみが対象となります。  
(新規雇用に限り、その事業所の増加雇用者数および法人全体の増加雇用者数を上限)

### 【改正点②】

所得拡大促進税制との重複適用が可能となります。  
ただし、重複適用の場合には、所得拡大促進税制の適用の基礎となる雇用者給与等支給増加額から、  
雇用促進税制の適用の基礎となった増加雇用者に対する給与等支給額として一定の方法により計算した金額を控除

## 適用時期

雇用促進税制の本体部分：平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度に延長

# 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

## ポイント

地方公共団体がおこなう地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して青色申告法人が行った寄附について、法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除が創設されます。

## 制度内容

### 寄附の対象（地域再生法に規定（調整中））

対象団体：地方版総合戦略を策定する都道府県・市町村  
○三大都市圏にある交付税不交付団体は対象外  
○主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象外

対象事業：地方創生を推進する上で効果の高い事業  
(地方版総合戦略に位置づけ)  
○対象事業について地域再生計画を作成し、国が認定

### 改正案

現行の損金算入措置（約3割の負担軽減）に加えて、  
①法人事業税：寄附金額×10%の税額控除  
税額の20%（29年度～：15%）上限  
②法人住民税：寄附金額×20%の税額控除  
税額の20%上限  
③法人税  
：・②で控除しきれなかった額 } いすれか  
・寄附金額×10%の税額控除 } 少ない金額  
税額の5%上限



## 適用時期

地域再生法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に支出する寄附金について適用

# 生産性向上設備の固定資産税の特例の創設

## ポイント

中小企業が取得する新規の機械装置の固定資産税（償却資産税）を、3年間、1/2に軽減する措置が創設されます。所得金額に関係なく適用されるため赤字の中小企業にも効果があります。

## 改正内容

中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の制定を前提に、中小企業者等（※1）が、同法に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち一定の機械及び装置（※2）の取得をした場合には、当該機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置が講じられます。

（※1）上記の「中小企業者等」とは、次の法人または個人をいう。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本もしくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

（※2）上記の「一定の機械及び装置」とは、次の①から③までのいずれにも該当するものをいう。

- ① 販売開始から10年以内のもの
- ② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産性、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの
- ③ 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

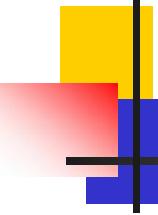


例：平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点に所有する資産として申告され、平成29年、30年、31年度の3年間固定資産税を軽減

（出典）経済産業省

## 適用時期

中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の施行日から平成31年3月31日までの間に取得したものについて適用



# 生産性向上設備投資促進税制の廃止(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

## ポ イ ン ト

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却または税額控除制度（生産性向上設備投資促進税制）は、適用期限をもって廃止されます。

## 改 正 内 容

青色申告法人が以下の①または②に該当する設備等を取得等した場合には、特別償却（即時償却）または税額控除が可能。

### ①先端設備

機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物、建物附属設備及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの。

※上記の要件を満たす設備については、工業会等が証明書を発行。

※ソフトウェアは中小企業者等が取得等したものに限ります。

### ②生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、投資計画上の投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上）であることの経済産業局の確認を受けたもの。

	平成26年1月20日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日～
機械装置 など	即時償却 または5%税額控除	50%特別償却 または4%税額控除	廃止
建物 構築物	即時償却 または3%税額控除	25%特別償却 または2%税額控除	

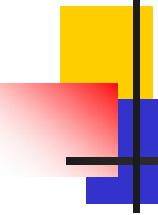
○生産性向上設備投資促進税制は適用期限（平成29年3月31日）をもって廃止されます。

○即時償却及び税額控除率の上乗せ措置の適用期限（平成28年3月31日）は延長されません。

## 適 用 時 期

平成29年3月31日までに事業の用に供した場合について適用

関係規定の削除は、平成29年4月1日から施行（所得税についても同様）



# 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除制度の創設 (法人税)

## ポイント

新設の一定の青色申告法人が国家戦略特別区域内で一定の事業を行った場合、設立の日から5年間、所得金額の20%を所得控除できる制度が創設されます。

## 改正内容

国家戦略特別区域の所得控除の適用を受けるためには、以下のすべての要件を満たす必要があります。

### 適用要件

1. 国家戦略特別区域の指定日以後に新設された同区域内に本店または主たる事務所を有する青色申告法人
2. 専ら特定事業（医療、国際および農業分野の事業、インターネット等を活用した一定の研究開発事業等）を営むもの
3. 国家戦略特別区域外で事業を営む場合、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る）をおこなう小規模なものであること
4. 国家戦略特別区域法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に国家戦略特別区域担当大臣の指定を受けること 等

⇒上記要件を満たした法人は、設立の日から5年間、所得金額の20%を所得控除できるようになります。

なお同一事業年度においては、国家戦略特別区域の設備投資減税と所得控除の併用はできないことになります。  
(国際戦略総合特別区域の設備投資減税と所得控除との併用もできません)

### 国家戦略特別区域の指定区域

<第1次指定（平成26年5月1日指定）>

- ①東京圏（東京都、神奈川県、千葉県成田市）※東京都の区域については平成27年8月28日に東京都全域に区域を拡大  
②関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）、③新潟県新潟市、④兵庫県養父市、⑤福岡県福岡市、⑥沖縄県

<第2次指定（平成27年8月28日指定）>①秋田県仙北市、②宮城県仙台市、③愛知県

<第3次指定（平成27年12月15日指定）>①広島県・愛媛県今治市、②千葉市（東京圏の拡大）、③北九州市（福岡市に追加）

## 適用時期

明記なし

# 少額減価償却資産の損金算入の特例（法人税・所得税）

## ポイント

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度が2年間延長されます。
- 適用対象者から従業員1,000人超の法人が除外されます。

## 改正内容

適用対象者から従業員1,000人超の法人を除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

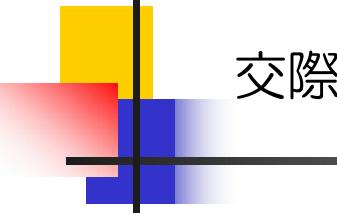
取得価額	償却方法
30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
20万円未満	3年間で均等償却（注） (残存価額なし)
10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

（注）20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能

（出典）経済産業省・中小企業庁

## 適用時期

平成30年3月31日までの事業供用分まで適用



# 交際費等の損金不算入制度の延長（法人税）

## ポイント

交際費の損金不算入制度（①接待交際費に係る損金算入の特例、②中小法人に係る損金算入の特例）の適用期限が2年延長されます。

## 改正内容

現行、交際費は原則全額損金不算入ですが、以下の特例が認められています。この特例が2年間延長されます。

- ① 全ての法人において、交際費等となる飲食費の50%を損金算入  
(一人当たり支出額が5,000円以下の飲食費で一定のものは交際費等にならないため、全額損金算入)
- ② 中小法人は、年800万円までの損金算入と①との選択適用

法人区分	損金算入額
中小法人（※1）以外	① 飲食費（※2）の50%を損金算入
中小法人（※1）	① 飲食費（※2）の50%を損金算入 ② 定額控除限度額（年800万円）まで損金算入（※3） いずれか選択適用（※4）

※1 期末資本金の額が1億円以下の法人（資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く）等をいいます。

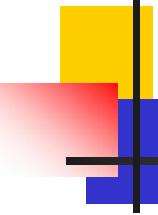
※2 飲食費には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費等）は含まれません。

※3 定額控除限度額には飲食費以外の交際費（得意先への慶弔費など）も含みます。

※4 飲食費が1,600万円を超える場合、②が有利になります。

## 適用時期

平成30年3月31日までに開始する事業年度まで



# 組織再編税制についての見直し（法人税）

## ポ イ ン ト

組織再編税制について、適格要件等の見直しがおこなわれます。

## 改 正 内 容

### 1 株式交換・株式移転に係る税制についての見直し

#### (1) 適格要件の見直し

共同事業をおこなうための株式交換等に係る適格要件のうち役員継続要件について、以下の見直しがおこなわれます。

現 行	株式交換等前の特定役員のいずれかがその株式交換に伴って退任をする株式交換等でないこと
改正案	株式交換等前の特定役員の全てがその株式交換に伴って退任をする株式交換等でないこと

#### (2) 適格株式交換等により親法人が取得する子法人株式の取得価額の見直し

子法人の株主が50人以上である場合において、適格株式交換等により親法人が取得する子法人株式の取得価額について、以下の見直しがおこなわれます。

現 行	株式交換完全子法人の直前の簿価純資産価額に相当する金額
改正案	株式交換完全子法人の直前の申告における簿価純資産価額にその後の資本金等の額等の増減を調整したもの

#### (3) その他

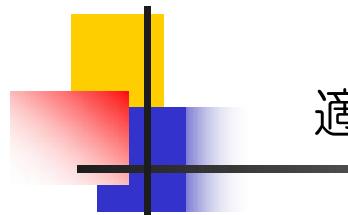
他の適格要件について、所要の措置が講じられます。

### 2 新設合併、新設分割または株式移転に係る適格要件の見直し

共同事業をおこなうための新設合併、新設分割または株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件の判定について明確化されます。

## 適 用 時 期

明記無し



# 適格現物出資の対象範囲の見直し等（法人税）

## ポ イ ン ト

平成26年度改正により国際課税原則の見直しが行われ、平成28年4月1日以後開始する事業年度から総合主義から帰属主義へと変更となりました。これに伴い、外国法人が関係する適格現物出資の対象範囲の見直しが行われます。

## 改 正 内 容

### （1）適格現物出資の対象範囲の見直し

#### 【現 行】

適格現物出資から次に掲げる現物出資は除かれています。

- ① 外国法人に対して、国内にある資産又は負債として特定の資産又は負債の移転を行うもの
- ② 外国法人が、内国法人に対して国外にある資産又は負債として一定の資産又は負債の移転を行うもの

#### 【改正案】

適格現物出資に含まれることとなるもの	外国法人に対する現物出資のうちその移転する <u>国内資産</u> の全てを恒久的施設に直接帰属させるもの（※1）
適格現物出資から除かれることとなるもの	<ul style="list-style-type: none"><li>① 内国法人が行う外国法人に対する現物出資のうち、その現物出資の日以後1年以内にその内国法人の本店等からの内部取引により<u>国外事業所資産</u>となつた資産（現金、預貯金、棚卸資産及び有価証券を除く）をその外国法人の恒久的施設以外の事業所に直接帰属させるもの</li><li>② 外国法人が行う現物出資のうちその移転する<u>国外事業所資産</u>を他の外国法人の恒久的施設に直接帰属させるもの</li></ul>

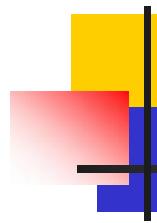
（※1）国内不動産その他の恒久的施設から国外本店等への内部取引が帳簿価額で行われたものとなる国内資産が含まれる場合には、現物出資後これらの国内資産について内部取引を行わないことが見込まれている場合に限ります。

### （2）投資法人に係る課税特例等の要件の見直し

投資法人に係る課税の特例及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることとする要件における特定の資産のうち匿名組合契約等に係る権利を、主として有価証券、不動産等に対する投資として運用することを約するものに限ることになります。

## 適 用 時 期

平成28年4月1日以後開始する事業年度から適用

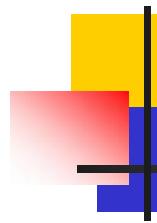


## その他の租税特別措置等① 法人税関係：拡充等

### 改 正 内 容

【拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 倉庫用建物等の割増償却制度	適用期限が平成30年3月31日まで2年延長 物流総合効率化法の改正を前提に、対象となる倉庫用建物等の要件を見直し 貸付の用に供するものを対象から除外 現行の物流総合効率化法に基づく認定等を受けた者が取得等する倉庫用建物等 には、所要の経過措置が講じられます。 (所得税についても同様)
(2) 都市再開発法改正に伴う措置	①換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 完全支配関係がある法人間の資産の譲渡により発生した損益の繰り延べ措置 の対象に、都市再開発法の個別利用区内の宅地への権利変換を追加 ②特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 市街地再開発事業による買換えの対象に、個別利用区が設定される第一種市 街地再開発事業の実施に伴い取得するもの（再開発会社が権利変換により取 得するもの等を除く）を追加（所得税についても同様）
(3) 投資法人に係る課税の特例	①特定の資産の割合が総資産の50%を超えることとする要件 特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間 を再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内に 終了する各事業年度まで延長 ②支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えることとする要件 配当可能利益の額について、原則として純資産控除項目の額のうち前期繰越 利益の額を超える部分の金額を控除する等の調整措置が講じられます。 (平成28年4月1日以後の支払配当等について適用)

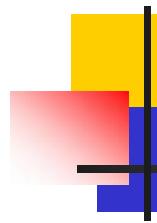


## その他の租税特別措置等② 法人税関係：延長・縮減等

### 改 正 内 容

#### 【延長・縮減等】

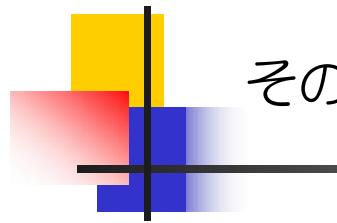
項目	取扱い（適用期限等）									
(1) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻還付制度不適用	適用期限が平成30年3月31日まで2年延長									
(2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却または税額控除（環境関連投資促進税制）	適用期限が平成30年3月31日まで2年延長 風力発電設備の即時償却を廃止 太陽光発電設備の対象資産を見直し 税額控除の対象資産から車両運搬具を除外 (所得税についても同様)									
(3) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等または法人税額の特別控除	適用期限が平成30年3月31日まで2年延長 特定中核事業の用に供される一定の機械装置及び開発研究用器具備品の即時償却を廃止 繰越税額控除を廃止									
(4) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除	適用期限が平成30年3月31日まで2年延長 特別償却率及び税額控除率引き下げ <table border="1"><tr><td></td><td>機械装置及び器具備品</td><td>建物等及び構築物</td></tr><tr><td>特別償却率</td><td>50%→40%</td><td>25%→20%</td></tr><tr><td>税額控除率</td><td>15%→12%</td><td>8%→6%</td></tr></table> 繰越税額控除を廃止		機械装置及び器具備品	建物等及び構築物	特別償却率	50%→40%	25%→20%	税額控除率	15%→12%	8%→6%
	機械装置及び器具備品	建物等及び構築物								
特別償却率	50%→40%	25%→20%								
税額控除率	15%→12%	8%→6%								



## その他の租税特別措置等③ 法人税関係：延長・縮減等

### 改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(5) 公害防止用設備の特別償却制度	対象設備からフッ素系溶剤に係る活性炭吸着式回収装置を含むドライクリーニング機を除外 適用期限が平成29年3月31日まで1年延長（所得税も同様）
(6) 特定農産加工品生産設備の特別償却制度	適用期限の平成28年3月31日到来をもって廃止（所得税も同様）
(7) 特定信頼性向上設備等の特別償却制度の見直し	①特定信頼性向上設備に係る措置について、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の改正を前提に、同法の通信・放送施設等分散事業（仮称）に関する実施計画に係る措置をした上で適用期限が平成30年3月31日まで1年10月延長 ②災害対策用基幹放送設備等に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止
(8) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度	対象資産を障害者が労働に従事する事業所にあるものに限定 圧縮記帳の特例と重複して適用できないこととする等の見直しを実施 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長（所得税も同様）
(9) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度	割増償却率を10%（耐用年数が35年以上のものは14%）に引き下げ（現行：14%（耐用年数が35年以上のものは20%）） 適用期限が平成29年3月31日まで1年延長（所得税も同様）
(10) 海外投資等損失準備金制度	資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人に係る準備金積立率を70%（現行：90%）に引き下げ 資源探鉱事業法人の範囲等の明確化がおこなわれた上、適用期限が平成30年3月31日まで2年延長
(11) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度	準備金積立率を80%（現行：100%）に引き下げ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長（所得税も同様）
(12) 特定災害防止準備金制度	先行積立てに係る積立額が損金に算入できることを明確化 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長（所得税も同様）



## その他の租税特別措置等④ 法人税関係：延長・縮減等

### 改 正 内 容

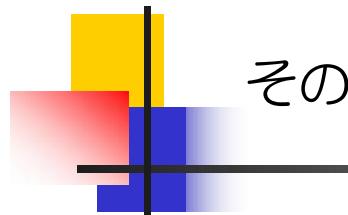
項目	取扱い（適用期限等）
(13) 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例	<p>下記の見直しが行われる上、その適用期限が平成31年3月31日まで3年延長</p> <p>① 対象となる中小企業者の範囲を、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものに限定</p> <p>② 確定申告書に添付すべき書類について、再建計画に係る計画書の記載事項から再生債権の取得対価の額を除外するとともに、第三者による確認書類の記載事項に再生債権の取得対価の額が適正であることを確認した旨を追加</p>

# その他の措置 法人税関係①

## 改 正 内 容

### 法人税関係

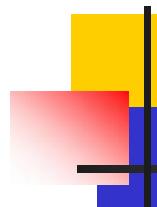
項目	取扱い（適用期限等）
(1) 公益法人等の収益事業に係る課税	①都市再生特別措置法の改正を前提に、民間都市開発推進機構が参加業務としておこなう不動産販売業及び不動産賃付業について、その支援限度額の算定対象となる施設に同法の整備計画に記載された国際競争力強化施設(仮称)が追加された後も、引き続き収益事業から除外 ②独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の改正を前提に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が小規模企業共済契約者等に対する貸付業務としておこなう金銭貸付業について、その貸付対象者に農事組合法人が追加された後も、引き続き収益事業から除外
(2) 法人の支給する役員給与	役員から受ける将来の役務の提供の対価として交付する一定の譲渡制限付株式による給与についての事前確定の届出を不要とするとともに、利益連動給与の算定指標の範囲にROE（自己資本利益率）その他の利益に関連する一定の指標が含まれることを明確化
(3) 寄附金の損金不算入制度	特定公益増進法人である独立行政法人国際観光振興機構が国際会議等の主催者に代わって寄附金を募集し、その主催者に交付する制度の対象となる国際会議等の要件を緩和（所得税についても同様）
(4) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度	対象となる国庫補助金等の範囲の見直し ①日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金で鉄道建設等の安全対策に対する追加的支援に係るもの を追加 ②国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の助成金で次世代火力発電等技術開発(仮称)等に係るものを追加（所得税についても同様） ③公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく独立行政法人空港周辺整備機構、成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社の補助金を除外（所得税についても同様） ④電波法の特定周波数変更対策業務に基づく指定周波数変更対策機関の給付金を除外



## その他の措置 法人税関係②

### 改正内容

項目	取扱い（適用期限等）
(5) 役務提供の対価としての譲渡制限付株式の交付	法人が個人から受ける将来の役務の提供の対価として一定の譲渡制限付株式を交付した場合には、その役務の提供に係る費用の額は原則としてその譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日の属する事業年度の損金の額に算入する措置が講じられます。 (平成28年4月1日以後に交付の決議がされる譲渡制限付株式について適用)
(6) 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算	医療法施行令の改正を前提に、社会医療法人の認定を取り消された医療法人が、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、課税対象となる累積所得金額からその計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置により、課税が繰り延べられます。
(7) 企業年金等の掛金等の損金算入	確定給付企業年金法等の改正を前提に企業年金等の掛金等の損金算入の対象に下記の確定給付企業年金の掛金等が追加されるとともに、その掛金等に係る積立金を退職年金等積立金に対する法人税の課税対象に加えられます。 ①事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金 ②事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者とで分担する企業年金に係るもの ③複数事業主制度における厚生労働大臣の承認等を受けて実施事業所を減少させる特例によりその減少の対象となる事業主が一括拠出する掛金
(8) 義務教育学校を設置する学校法人に対する寄付金	義務教育学校を設置する学校法人に対する寄付金について小学校及び中学校を設置する学校法人に対する寄付金と同様に指定寄付金等の対象となります。 (所得税についても同様)



## その他の措置 地方税関係

### 改 正 内 容

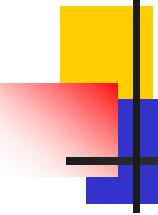
#### 地方税関係

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 法人事業税の課税標準の算定に係る従業者数の取扱い	<p>下記に掲げる場合における法人の事業税の課税標準の算定に係る従業者数については、その事業年度に属する各月の末日現在における従業者数を合計した数値（当該事業年度中に月の末日が存在しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値）によることになります。</p> <p>①内国法人が事業年度の中途において国外の事業を開始または廃止した場合 ②資本金1億円超の普通法人が事業年度の中途において非課税事業または収入金額課税事業を開始または廃止した場合 ③非課税事業または収入金額課税事業をおこなう資本金1億円超の普通法人が事業年度の中途においてその他事業を開始または廃止した場合</p> <p>課税標準の算定期間の中途において国外の事業を開始または廃止した場合には、国内に主たる事務所または事業所を有する個人で国外の事業をおこなうものに係る事業税の課税標準の算定に係る従業者数については、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者数を合計した数値（当該算定期間中に月の末日が存在しない場合には、当該算定期間の末日現在における数値）によることになります。</p>

# 復興支援のための税制上の措置① 延長・拡充等

## 改 正 内 容

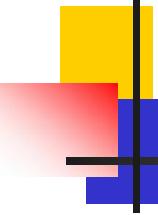
項目	取扱い（適用期限等）
(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却または税額控除制度のうち復興産業集積区域に係る措置	<p>下記の措置が講じられた上、その適用期限が平成33年3月31日まで5年延長（所得税も同様）。</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"><li>イ 機械装置の特別償却率を50%（平成31年4月1日以後に取得等をするものについては、34%）（現行は普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却））に引き下げ</li><li>□ 機械装置のうち同日以後に取得等をするものの税額控除率を10%（現行：15%）に引き下げ。</li><li>ハ 建物等及び構築物のうち同日以後に取得等をするものの特別償却率を17%（現行：25%）に引き下げ。</li><li>二 建物等及び構築物のうち同日以後に取得等をするものの税額控除率を6%（現行：8%）に引き下げ。</li></ul> <p>（注）福島県の地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をするものについては、現行どおり。</p> <p>②建築物整備事業の用に供する建物等の範囲に、認定まちなか再生計画に基づくもので次のとおり現行要件を見直した要件を満たすものが追加。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>イ 耐火建築物であることの要件が除外。</li><li>□ 延べ面積の下限要件を750m<sup>2</sup>（現行：1,500m<sup>2</sup>）に引き下げ。</li><li>ハ 地上階数が3以上であり、かつ、避難用屋上広場が設けられていることの要件が除外。</li><li>二 居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備費の下限要件を2,500万円（現行：5,000万円）に引き下げ。</li></ul>



## 復興支援のための税制上の措置② 延長・拡充等

### 改 正 内 容

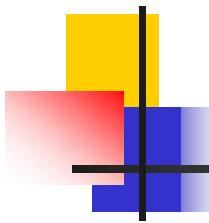
項目	取扱い（適用期限等）
(2) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度	<p>①適用期限が平成33年3月31日まで5年延長 ②平成31年4月1日以後に指定を受けた法人の税額控除率が7%（現行：10%）に引き下げ（所得税についても同様）。</p> <p>（注）福島県の地方公共団体の指定を受けた法人については、現行どおり。</p>
(3) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等	<p>特別償却率を50%（平成31年4月1日以後に取得等をするものについては34%）（現行：普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却））とした上、その適用期限が平成33年3月31日まで5年延長（所得税についても同様）。</p> <p>現行：普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）</p> <p>（注）福島県の地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をするものについては、現行どおり。</p>
(4) 被災代替資産等の特別償却制度	<p>下記の見直しを行った上、その適用期限が平成33年3月31日まで3年延長（所得税についても同様）。</p> <p>① 対象資産から非自航作業船、航空機、二輪の小型自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車及び鉄道車両が除外。</p> <p>② 建物等及び構築物の特別償却率を10%（中小企業者等は12%）（現行：15%（中小企業者等は18%））に、機械装置、船舶及び車両運搬具の特別償却率を20%（中小企業者等は24%）（現行：30%（中小企業者等は36%））に、それぞれ引き下げ。</p> <p>③ 被災区域の定義について、実質的に事業または居住の用に供することができなくなった建物等または構築物の敷地が対象区域であることが明確化。</p>

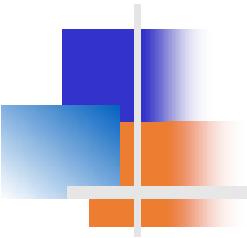


## 復興支援のための税制上の措置③ 延長・拡充等

### 改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(5) 再投資等準備金制度	<p>① 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長</p> <p>② 中小企業者等については、指定を受けた日を含む事業年度における3,000万円以上の投資要件を満たさない場合でも、同事業年度開始の日から3年間で5,000万円以上の投資をした場合には、その投資累計額が5,000万円に達した事業年度以後の各事業年度（その達した事業年度から指定を受けた日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度に限る）において適用可</p> <p>③ 準備金の取崩し期間を10年間から5年間に短縮</p> <p>※上記改正は、平成28年4月1日以後に指定を受けた法人について適用</p>
(6) 震災特例法に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	<p>① 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長</p> <p>② 被災区域である土地等または建物等から国内にある土地等または事業用の減価償却資産への買換えに係る買換資産の対象区域を、被災区域または東日本大震災復興特別区域法の特定被災区域に限定（所得税についても同様）</p>





# 國際課稅

# 移転価格税制に係る文書化制度① 改正の概要

## ポイント

移転価格税制に係る文書化制度について、「B E P Sプロジェクト」の行動計画に対応して示された勧告を踏まえ、一定の多国籍企業グループにおいては、文書化の範囲が拡大し、提出または作成・保存義務が明確化されます。

## 改正内容

一定の多国籍企業グループは、以下の3種類の文書を税務署長に提出（または作成・保存）が義務化されます。

### ① 国別報告書 (CBCレポート)

所在国ごとの多国籍企業グループの以下の情報  
・総収入・利益・税額・資本金等の財務情報  
・従業員数  
・有形資産の額  
・子会社等の名称及び主要事業 等

### ② マスターファイル (事業概況報告事項)

・グループ組織図  
・事業概要  
・保有無形資産の情報  
・グループ内金融活動の情報  
・グループ全体の財務状況・納税状況

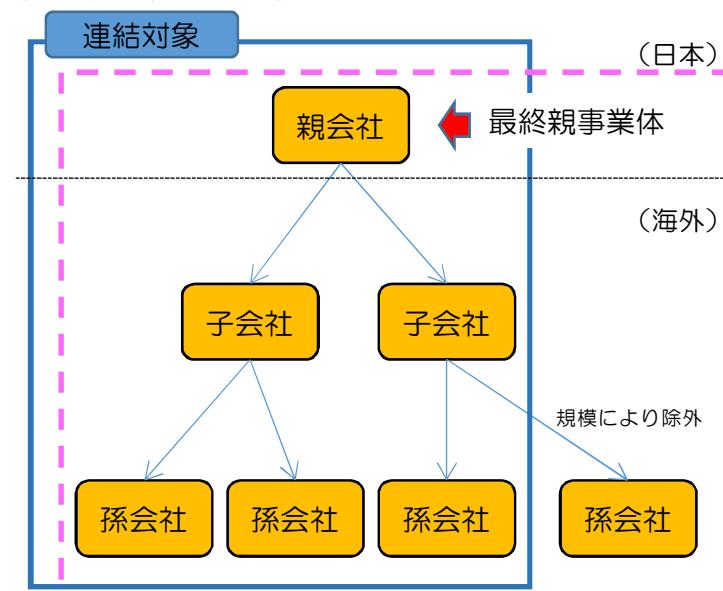
### ③ ローカルファイル (独立企業間価格 算定書類)

・組織図  
・経営戦略  
・主要な競合他社  
・主要な関連者取引と取引背景  
・移転価格算定根拠  
・財務諸表 等

## 多国籍企業グループの範囲

適用される会計基準において、連結財務諸表を作成すべき企業集団（その連結財務諸表における連結親会社が他の連結財務諸表における連結子会社となる企業集団を除く。）で、税務上の居住地国（恒久的施設及び外国における恒久的施設に相当するものの所在地国を含む。）が異なる2以上の事業体を含むものとする。

【多国籍企業グループ】：連結総収入金額1,000億円以上



## 構成事業体の範囲

- 適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体
- 規模の重要性を理由として連結の範囲から除外される事業体

# 移転価格税制に係る文書化制度② 文書化の詳細

## 改 正 内 容

義務化される3種類の文書化の詳細は以下のとおりです。

	国別報告書 (CBCレポート)	マスターファイル (事業概況報告事項)	ローカルファイル (独立企業間価格算定書類)
提出義務者 または 作成義務者	以下の(1)または(2)に掲げるもの (1)多国籍企業グループの最終親事業体 または代理親事業体である内国法人 (2)多国籍企業グループの構成事業体で ある内国法人※または恒久的施設を 有する外国法人（複数ある場合には、 これらの法人を代表する1社のみ）	多国籍企業グループの構成事業体である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人とする（複数ある場合には、これらの法人を代表する1社のみ）	国外関連取引を行った法人
提出または 作成期限	最終親事業体の会計年度終了の日の翌 日から1年を経過する日までに提出	最終親事業体の会計年度終了の日の翌 日から1年を経過する日までに提出	法人の確定申告書の提出期限までに作成
提出方法または 保存期間	e-taxによる提出	e-taxによる提出	確定申告書の提出期限の翌日から7年間 保存
提出義務 または 同時文書化義務 免除	直前会計年度の連結総収入金額が 1,000 億円未満の多国籍企業グループ は提出義務を免除	直前会計年度の連結総収入金額が 1,000 億円未満の多国籍企業グループは提出義務を免除	一の国外関連者との前期の取引金額が 50 億円未満であり、かつ、当該一の国外 関連者との前期の無形資産取引金額が 3億円未満である場合には、確定申告書 の提出期限までの作成・保存義務（「同時 文書化義務」）を免除
使用言語	英語	日本語又は英語	日本語
適用時期	平成28年4月1日以後に開始する最終 親事業体の会計年度に係る国別報告事 項について適用	平成28年4月1日以後に開始する最 終親事業体の会計年度に係る事業概況 報告事項について適用	平成29年4月1日以後に開始する事業 年度分の法人税及び平成30年分以後の 所得税について適用
備考	期限内に提出しない場合、罰則あり  ※最終親事業体または代理親事業体を 除く	期限内に提出しない場合、罰則あり	推定課税等の要件 ・同時文書化義務ありの場合 45日以内の指定期日までに提出 ・同時文書化義務なしの場合 60日以内の指定期日までに提出

# 外国子会社合算税制

## ポイント

内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の特例（いわゆる外国子会社合算税制）等について見直しがおこなわれます。

## 改正内容

### （1）適用除外基準の見直し

英国ロイズ市場では、現地法規制により、適用除外基準を満たせない会社があるため、英国の法人税率等が引下げられ、トリガー税率に抵触した場合、外国子会社合算税の対象となります。

そこで、英国ロイズ市場において保険業を行うものに限り、一の内国法人等によって発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている等の要件を満たす特定外国子会社等（A社）、その一の内国法人等によって発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている等の要件を満たす特定外国子会社（B社）の関係が以下の場合において適用除外となります。

適用除外基準	内 容
実体基準又は管理支配基準	B社がA社の本店所在地国において実体基準又は管理支配基準を満たしている場合には、A社は実体基準又は管理支配基準を満たすものとする
非関連者基準	A社がB社との間で行う取引については、関連当事者取引に該当しないものとする

その他所要の措置が講じられます。

### （2）外国税額控除の計算の見直し

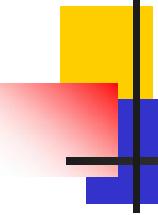
外国子会社合算税制の適用がある場合の、外国税額控除の対象となる外国法人税の額は以下の通りとなります。

特定外国子会社等が納付した外国法人税の額×合算所得の対象となった特定外国子会社の所得÷特定外国子会社等の所得

上記の計算において、特定外国子会社等が子会社（持分25%以上等の要件を満たす法人）から受ける配当等のうち  
外国法人税等の課税標準に含まれないものは、特定外国子会社等の所得から控除することとなります。

## 適用時期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用



# 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施

## ポイント

平成26年度税制改正で措置された国際課税原則の帰属主義への変更を円滑に実施するため、以下の措置が講じられます。

## 改正内容

### (1) 外国税額控除の計算の明確化

内国法人の外国税額控除の控除限度額は以下の通りとなります。

所得に対する法人税 × (国外所得 - 非課税国外所得) ÷ 全世界所得  
※国外所得 = 国外事業所等帰属所得 + その他の国外源泉所得

上記の計算について、国外事業所等帰属所得がマイナスの場合はマイナスのまま用いて、国外所得がマイナスとなる場合は、ゼロとすることが明確化されます。

### (2) 外国法人（過去に恒久的施設を有していた外国法人に限る）が適格合併等により恒久的施設を有することになった場合には、その外国法人が過去に有していた恒久的施設に係る欠損金の繰越控除は認めないことが明確化されます。

### (3) その他所要の措置が講じられます。

## 適用時期

平成28年4月1日施行

### ポイント

- (1) 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の対象となる取引の範囲が拡大されます。
- (2) 振替社債等の利子等の非課税制度の適用期限が延長されます。

### 改正内容

#### (1) 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の拡充

外国金融機関等が国内金融機関等との間で平成30年3月31日までにおこなう店頭デリバティブ取引に関して当該国内金融機関等に預託する証拠金で一定のものにつき支払を受ける利子について、非課税とする措置が講じられましたが、本制度の対象となる店頭デリバティブ取引の範囲について見直しがおこなわれます。

#### (2) 振替社債等の利子等の非課税制度の適用期限の延長

非居住者又は外国法人が次に掲げる振替社債等について受ける利子等の非課税制度について、適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されます。

- ①振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権
- ②東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債（地方公共団体が債務保証しないものに限る）